

平成〇〇年（東）第〇号 和解仲介手続申立事件

平成〇〇年（東）第〇号 同上

申立人 〇〇 ほか

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

## 和解案提示理由書

本和解案提示理由書は、申立人らが請求している損害項目の一部についてのみ、理由を示すものである。

### 第1 結論

申立人らのうち、別紙記載の者（以下、「別紙申立人ら」という。）について、被申立人が中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って次の金額を賠償相当額解決金として支払う旨の和解を勧告する。

金15万円

なお、別紙申立人らのうち、申立人 X1、同 X2 については、賠償相当額解決金を金50万円とする。

### 第2 理由の概要

別紙申立人らは、東北地方太平洋沖地震発生後に生じた福島第一及び第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。なお、福島第一原子力発電所については「福島第一原発」と表記する。）後、直ちに避難をせず飯舘村内に留まったことにより、速やかに避難ができれば避けることのできた放射線に相対的に多く被ばくし、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くに至っており、またそのような恐怖や不安を抱くことについても十分な合理性が認められる。

かかる十分な合理性が認められる恐怖や不安は中間指針が精神的苦痛に対する慰謝料の目安として規定している金額では評価しつくされていないというべきであるから、中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って、賠償相当額の解決金を認めることが適切且つ妥当であるとの判断に至った。

### 第3 理由

#### 1 当事者の主張

##### (1) 申立人らの主張

申立人らは、本件事故の結果、短期間で大量の放射線を浴び、かつ放射性物質を摂取した結果、不可逆的に体内の細胞内のDNAに損傷を被ったのであり、ガン・臓器不全・白血病などの重病の発症リスクに脅えながら日常生活を営むことを余儀なくされたとして、その精神的苦痛の慰謝料を請求している。

また、本件事故の被災者に対して年間20ミリシーベルトまでの被ばくを強いることはできず、年間1ミリシーベルトを超える被ばくは受忍限度を超えるとして、本件事故の初期に1ミリシーベルトを超える被ばくをした申立人らを慰謝料請求の主体としている。そして、申立人らの一部は、京都大学原子炉実験所の今中哲二氏の「福島第一原発事故による飯舘村住民の初期被曝放射線量評価に関する研究」によって算定された被ばく量の証明書を証拠として提出している（以下、同研究により算定された甲○証記載の数値を「今中調査結果」という）。

## (2) 被申立人の主張

被申立人は、法的権利侵害としての精神的損害が認められるためには、主観的に漠然とした危惧感を抱くというだけでは足りず、その前提として、科学的根拠に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在することが必要であり、申立人らの飯舘村からの避難前に生じた低線量被ばくによる健康影響は十分に低く（申立人らのほとんどについてその被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る。）、科学的根拠に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在したとはいえないこと、現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていること、この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されていることなどから、申立人らの請求に根拠がないと主張する。

また、被申立人においては、直接請求の手続において、飯舘村が平成23年（以下特に指定のない日時は、平成23年とする。）4月22日に計画的避難区域に指定されたことも踏まえて（それ以前は政府指示なし。）、本件事故直後から避難を開始した者とその後に避難をした者との間で賠償額に差異をもうけることは望ましくないという点を考慮の上、飯舘村の住民に対して、避難者か滞り者かを区別せずに、平成23年3月から毎月10万円の精神的損害の賠償金を支払っていると主張する。

## 2 前提事実

### (1) 申立人らの被ばく状況

#### ア 本件事故による放射性物質の放出と拡散

3月11日、東北地方太平洋沖地震発生後、本件事故が発生し、福島第一原

発から大気中に放射性物質が放出されるに至った。

本件事故により大気中に放出された放射性物質の大部分は、同月15日早朝に生じた福島第一原発2号機の格納容器が破損したことによって生じたものと考えられ(国会事故調査報告書25頁、157～158頁等参照)、放出された放射性物質は、当初は福島第一原発から南西の方向へ流れていったが、同日12時ころから北西方向へと進路を変え、同日23時過ぎの降雨の影響で地表へ沈着した。その結果、福島第一原発からみて北西方向の地域に高い汚染をもたらした(文部科学省「放射線量等分布マップ」(<http://ramap.jaea.go.jp/map/>)、東京電力株式会社「福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について」14～15頁、47～48頁・図33、34参照)。

申立人らが本件事故当時居住していた飯舘村は、福島第一原発からみて北西方向の地域に位置しており、福島第一原発から北西39kmに位置する飯舘村役場前では、3月15日午後6時20分に44.7ミリシーベルト/hという高い空間放射線量率が記録された(福島県災害対策本部発表モニタリングデータ参照)。

#### イ 避難指示等

政府は、3月12日午後6時25分に福島第一原発から半径20km圏内の住民に対して避難指示をし、また、同月15日午前11時には同20～30km圏内の住民に対して屋内退避指示をした。飯舘村の蕨平地区及び長泥地区の一部は20～30km圏内の屋内退避指示区域にあったが、飯舘村のそれ以外の区域は避難等の指示の対象にはならなかった。

しかし、その後、気象条件や地理的条件により、放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域があることがわかり、4月22日、飯舘村全村が計画的避難区域(概ね1か月程度の間、区域外に計画的に避難することが求められる区域)に指定された(4月22日官房長官記者発表、同月11日付経済産業省『「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について』参照)。

ちなみに、本件事故により、11市町村(南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、川内村、田村市、葛尾村、飯舘村、川俣町)の全部又は一部が、警戒区域ないし計画的避難区域に指定され、緊急時避難準備区域等の住民も合わせると、15万人を超える住民が避難を余儀なくされた。また、4月12日の時点で、本件事故は、INES(国際原子力事象評価尺度)評価に基づき、最悪のレベルである「レベル7(深刻な事故)」と位置づけられた(甲○)。

#### ウ 申立人らの避難状況

飯舘村は、上記のとおり4月22日に計画的避難区域に指定されたものの、同月28日になってもなお、同村役場が福島県に対して仮設500戸、借り上

げ100戸の村民の避難先の確保を要請しているような状態であり、直ちに避難先を確保することは容易ではなく、実際に計画的避難を開始できたのは計画的避難区域の指定を受けてから約1か月後の5月15日からであった（避難者第1陣（10世帯64名）が5月15日に離村）。

計画的避難の実施に際しては、まず乳幼児をもつ家庭の避難が先行され、それ以外の一般世帯については同月21日ころに避難説明会が開催されたものの、7月下旬まで避難が実行できなかった者もいた（飯舘村ホームページ内「飯舘村年表」

（[http://archive.vill.iitate.fukushima.jp/dsearch/ics/view\\_data.php?dataId=0005641](http://archive.vill.iitate.fukushima.jp/dsearch/ics/view_data.php?dataId=0005641)）参照）（甲〇、甲〇等）。

以上の経過で、申立人らのうち、平成23年3月15日以降飯舘村に滞在した者は、本件事故後、飯舘村内に滞在することにより、本件事故により放出された放射性物質に被ばくしたことが認められる。

そして、福島県県民健康調査によれば、飯舘村より福島第一原発に近い他の町村の住民のうち、平成23年3月11日から同年7月11日までの初期被ばく量の累計が5ミリシーベルト以上となった回答者の人数および割合を比較すると以下のとおりであり、飯舘村の住民の上記回答者数及び割合は他の町村と比較して突出して大きなものであったことがわかる（甲〇、〇。なお、以下の結果は平成29年3月31日現在のものである）。

市町村	5ミリシーベルト以上の回答者／全回答者	割合
飯舘村	758人／2336人	32.4%
浪江町	95人／8442人	1.1%
双葉町	20人／3260人	0.6%
大熊町	21人／4810人	0.4%
富岡町	10人／7055人	0.1%

## （2）科学的知見

いわゆる低線量被ばくについて、当事者の主張及び証拠から、概ね以下の科学的知見が認められる。

すなわち、①いわゆる低線量被ばくにより発生する健康不安は、確定的影響ではなく、確率的影響であること（甲〇、乙〇）、②100ミリシーベルトを被ばくすると癌で死亡するリスク（確率）が0.5%上乗せされること（甲〇17頁）、これは癌の致死リスクであり、癌の罹患リスクではないこと、③100ミリシーベルト以下の被ばくによっても、癌で死亡するリスクが増加すると

いう科学的知見が発表されているが、その内容及び統計的な評価については定まっていないこと、④ただし、放射線防護の観点から、100ミリシーベルトを下回る線量においても、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうというLNTモデルが採用されていること、⑤日本国内の居住者は、原発事故がない場合であっても、年1～2ミリシーベルト程度の自然被ばくをしていること（乙〇参照）などが認められる。

### （3）国内法令等

現在の放射線管理に関する国内法令は、ICRPの1990年勧告（以下「1990年勧告」という。）に基づくとされる。

具体的には、電離放射線障害防止規則は、放射線業務従事者の被ばく限度として、放射線業務に従事する作業員一般に関する実効線量限度を、「5年間に100ミリシーベルトを超えず、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えない」ものとしている。また、女性の業務従事者については、妊娠可能な女性作業員の線量限度に関して、3か月間につき5ミリシーベルトとしている（電離放射線障害防止規則第4条）。これは、1990年勧告に基づいた規定である（乙〇 60頁・表6）。

また、作業場所における管理区域の設定基準について、1990年勧告ではその基準の目安となる線量レベルの数値は示されていないが、管理区域の設定が放射線管理の基本事項の1つであり、管理区域の外側にいる作業員の防護を確実にを行うためにも、その設定の目安となる数値を提示することが管理実務上実際的であることから、法令で一律の数値基準を定めることが適当であるとしている。

これを受け、例えば電離放射線障害防止規則は、管理区域を「外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域」としている（第3条1号）。

さらに、公衆被ばくに対する線量限度は、1990年勧告の基本的考え方が、公衆の被ばくに関する実効線量限度は、1年について1ミリシーベルトとするが、特別な事情のもとでは、5年間にわたる平均が年当たり1ミリシーベルトを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもあり得るとしていることを受けて（乙〇 60頁・表6）、例えば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則においては、「周辺監視区域」の定義を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう」とし、同規則の規定に基づく経済産業大臣の告示には、線量限度を、原則として「実効線量については、1年間（4月1日を始期とする1年間をいう。以下同じ。）につき1ミリシーベルト」とし、例外的に、上記の規定にかか

ならず、経済産業大臣が認めた場合は、実効線量について1年間につき5ミリシーベルトとすることができる。」としている（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第6号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第3条）。

(4) 白血病の労災認定基準

放射線を取り扱う事業所において、労働者が業務上放射線に被ばくして、疾病等が生じた場合に関する労災認定基準では、白血病については、「被ばく量が年5ミリシーベルト以上」かつ「被ばく開始から1年を超えて発症し、ウイルス感染など他の要因がない」との基準により業務上外の認定がなされている

（昭和51年11月8日基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」）。

(5) 中間指針及び第一次追補

中間指針第3の6は、「(指針) I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（略）IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。（略）（備考）（略）7) IV) の①について、I) の①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した（略）」と規定している。

また、自主的避難等対象者を対象とする第一次追補第2〔損害項目〕（備考）3) は、「比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては・・・一定の合理性を認めることができる。」としている。

3 パネルの意見

(1) いわゆる低線量被ばくをした場合の慰謝料請求について

ア 現実化した場合の健康被害が深刻であり、現実化の不安が長期に及ぶこと  
いわゆる低線量被ばくによる確率的影響につき、そのリスクをLNTモデルに基づいて判断した場合、その確率は必ずしも高いとはいえない（かかる評価は軽々に断ずることはできないが、少なくとも申立人らの引用する論文においても「小さい」と表現されている。）。

しかし、症状の重篤性は線量と直接的な相関関係がなく、もし、それが現実化した場合に生じうる健康被害は深刻である。

そして、放射線の健康影響への不安は、生活習慣等の健康影響との比較では解消されるものではなく、一定期間を経過することによって当然に解消されるものでもないものと考えられる。

イ 公衆の被ばくであること

申立人らは、公衆であり（1990年勧告では、職業被ばくと患者の医療ひばく以外のすべての被ばくを公衆として定義している。乙〇 45頁・48頁）、職業人として被ばくしたのではない。そのため、職業人と異なり、公衆には被ばくするか否かについて選択の自由がないこと、公衆は被ばくからの直接的利益を何も受けないこと、公衆は放射線作業に必要な管理を、教育も含めて、何も受けていないことに留意すべきである。

ウ 健康被害の発生後の損害賠償請求が困難であること

放射線による健康被害の特徴として、①放射線障害に特有な症状はないこと（症状の非特異性）、②症状が数年、数十年を経た後に現れるものもあること（症状の遅発性）、③再発、併発、悪性変化などにより、完治し難いこと（症状の複雑性）、④重傷の障害を生ずるような被ばくをしても、痛覚、温覚との感覚ではわからないこと（被ばくの無知覚性）があげられる。これらの特徴から、健康被害が現実に発生した後に、放射線起因性の立証は困難と考えられる（山寄進「放射線被ばくによる健康被害と低線量被ばくにおける放射線起因性の立証」「法と実務」vol12参照）。

また、放射線による健康被害が数十年後においても発生する可能性があることから、損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間の成否やそれらの起算点の問題が生じうる。

以上からすると、低線量被ばくをした後、健康被害が発生した場合に、加害者に対する損害賠償請求が極めて困難であるといえ、少なくとも、当事者間の自主的紛争解決手段である和解仲介手続においては、健康被害が発生する前の段階において、被ばくした者の不安に対する金銭的賠償がされる必要性は大きい。

エ 小括

被ばくの恐怖不安については、上述のとおり、自主的避難等対象者を対象とする中間指針第一次追補の第2〔損害項目〕（備考）3）においても「比較

的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては・・・一定の合理性を認めることができる。」とされている。

また、放射線被害（とりわけ低線量被ばくによる）についての科学的知見の不確実さが残ること、その結果、専門家の中でも、安全性についての意見が分かれること、本件事故を通じて、「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在することなどから、少なくとも、当事者間の自主的紛争解決手段である和解仲介手続において、不安の合理性を判断するにあたり、「科学的」合理性にこだわることは適切とは思われない（甲〇・〇 吉村良一氏「福島原発事故被害の救済」）。

そうすると、上述したように、確率が低いとしても現実化した場合の健康被害が深刻であり、その不安が長期に及ぶこと、公衆の被ばくであること、健康被害発生後の損害賠償請求が困難であること、飯舘村の住民は、県内の他市町村と比べても突出して初期被ばく量が5ミリシーベルト以上であった者の数及び割合が多いことなどからすれば、申立人らのうち、相対的に多く被ばくしたと認められる者の抱く健康影響に対する不安は、合理的な不安というべきである。

また、低線量被ばくによる健康被害が統計的に有意であるという十分な科学的な知見が現状認められないとしても、近時の低線量被ばくに関する研究からすれば、少なくとも上記のような申立人らの健康不安が科学的合理性から外れたものとも言い切れない（訴訟であれば、証明責任の問題となるかもしれないが、本和解仲介手続においてはひとまずそれは措く。）。

この点について、被申立人は、4月22日に、計画的避難区域に指定された飯舘村は、その居住者等に対し、原則として、概ね1か月程度の間順次当該区域外への避難のための立退きを行うことを指示されていることから、かかる「概ね1か月程度」の期間の経過後の滞在継続については、そもそも相当性の問題があるなどと主張するが、当該申立人らが避難したくてもできない事情があったことを看過しており、相当ではない。当該申立人らの避難が遅れた事情としては、①他の避難指示区域の住民と比較すると約1か月遅れて指定を受けたことから、そもそも避難の開始が遅れたことにより避難先を探すこと自体に困難があったこと（飯舘村は事前に避難指示がなされず（屋内退避区域は除く）、自治体全体がいきなり計画的避難区域に指定された唯一の自治体である。）、②避難する際に高齢者や子ども・幼児、障害者等のいわゆる避難弱者を抱えていることからくる困難があったこと、③畜産を営み乳牛・肉牛の世話や処分を終えるまでの手続きに時間がかかったこと、④ペットを伴っての避難所入りができないためにペットを飼える家を探していたというような個人的事情が存在したこと、⑤行政区の区長、防災関係の仕事に従事しているなど責任ある立



場にあったため、区内の他の住民の避難等に関する相談に応じたり見廻ったりして自身の避難が遅れてしまったことなど様々な事情があるが、いずれも当該申立人らにとってはやむを得ない事情であると認められる。

## (2) 慰謝料請求が認められるべき対象者について

上述のとおり、当パネルとしては、申立人らのうち、相対的に多く被ばくしたことにより健康不安が発生した者について、一定限度で金銭的賠償を認めるべきと考えるが、この点について、申立人らが主張するように1ミリシーベルトが受忍限度であり、それを超えれば直ちに慰謝料の請求を認めるべきと考えるのは相当ではない。

当パネルは、申立人らのうち、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたとされた申立人らのうち、避難の時期等に照らし、被ばくの健康影響に対する不安を持つことが合理的と認められる者を相対的に多く被ばくしたものと判断した。理由は以下のとおりである。

### ア 被ばく量をひとつの基準とすべき合理性

申立人らは、飯舘村全域に居住地が分布し、居住地毎に空間線量率も大きく異なること、また、申立人らの避難開始時期も異なることなどから、行政区ないし避難区域等の区別の違いのみにより判断したり、滞在日数の多寡のみにより判断したりするのは相当ではなく、空間線量率と滞在時間の累積である被ばく量で判断することは、合理的である。

### イ 今中調査結果の信用性

今中調査結果は、いくつかの仮定（①飯舘村の放射能沈着は3月15日18時に一挙に発生したとすること、②セシウム137に対する沈着組成比は村の全域で同じとすること、③沈着放射能は移行しないとすること、④算出対象の外部被ばくは、村内滞在時のみとすること、⑤村内での生活スタイルは屋内16時間、屋外8時間とすること、⑥空気吸収線量から実効線量への換算係数は、10歳未満が0.8、10歳以上は0.7とすること等）を元に算出していることから、今中氏自身も自認するとおり、さまざまな不確かさはある。

したがって、当該調査結果が一切の誤差もなく、申立人らの絶対的な被ばく量を算定しているとまでは評価できない。

しかしながら、今中氏が、広島・長崎原爆放射線量の新評価システムDSO2策定の中心的メンバーとして深く関与し、被ばく量推定に関して高度の専門的知識及び経験を有していること、今中氏の調査が、住居の空間線量率と滞在時間の累積であることに鑑みると、今中調査結果の数値は、調査対象者に関する限りは、少なくとも相対的な被ばく量分布を相当程度反映したものであると評価することができる。

### ウ 今中調査結果における概ね10ミリシーベルトを基準とすること

上述のとおり、当パネルとしては、相対的に多く被ばくした申立人らを認定する際の選別基準として、今中調査結果における概ね10ミリシーベルトを基準としたのであり、論理必然的な数字とはいえない。

しかし、上述のとおり、今中氏が被ばく量推定に関して高度の専門的知識及び経験を有していること、また、今中調査結果の平均被ばく量が、7.0ミリシーベルトであり、被申立人らも引用する証拠（乙〇 UNSCEAR 2013年報告書33頁104項）によれば、計画的避難区域の成人の1年間の被ばく量が4.8～9.3ミリシーベルトであって、その範囲に収まること（調査対象期間や内部被ばくの加算の有無等条件は異なるが整合するものと評価しうる。）などからすれば、絶対的な被ばく量としても、大きく外れたものではないと考えられる。

また、約4か月で概ね10ミリシーベルトの被ばく量は、形式的には年間20ミリシーベルトを超えるペースの被ばく量であること、上述した放射線防護に関する国内法令や白血病の労災認定基準などからすれば、仮定的な数字とはいえ、専門家から概ね10ミリシーベルトの被ばくをしたという証明を受けたことは、将来の健康に対する不安を覚えるのに十分な数字と評価できる。

なお、白血病については、「年間5ミリシーベルト以上」被ばくすれば白血病になるというわけではもちろんないが、その原因の一つとして放射線被ばくとの関係について語られることが一般的であり、上記のように放射線作業に従事する労働者に発生する白血病の労災認定基準の中に「年間5ミリシーベルト以上」という要件が存在することは、この程度の被ばくでも将来の健康に対する危険性や可能性があるとの不安につながりやすく、かかる点から判断しても、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトとされた申立人らの健康への恐怖や不安の合理性を認める根拠のひとつと考えることができる。

そして、別紙申立人らは、今中調査結果において概ね10ミリシーベルトとされ、避難の時期等に照らしても、相対的に多く被ばくしたものと認められる。

(3) 別紙申立人らについて被申立人は慰謝料をすでに支払っていると評価できるか

上述のとおり、被申立人は、低線量被ばくについて、特に20ミリシーベルト程度以下の被ばくでは、それによる不安リスクは他のリスクに隠れてしまうほど小さいとし、仮に慰謝料を支払うべきとしても、これまで被申立人が支払った日常生活障害慰謝料に含まれており、既に支払済みであるとの主張をしていると思われる。

被申立人の本賠償での運用は、中間指針第3の6の指針Ⅳ)①に基づくものと思われるが、同指針は、「避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから」、避難開始の時期を問わず、滞在者にも慰謝料を支払うべきこととしており、滞在者の初期被ばくに対する不安が慰謝料の対象に含まれるかは明らかではない。仮にその趣旨が含まれるとしても具体的な金額や割合は明らかとはいえない。

そうすると、初期被ばくに対する不安につき、上記中間指針の滞在者慰謝料を考慮するとしても、別紙申立人らは他の避難地区の住民と比べて相対的に多く被ばくしたと認められるのであり、上記中間指針の滞在者慰謝料の額を超える額の賠償金が支払われるべきと考えることが公平に叶うと判断した。

なお、環境省が発注する除染特別地域における除染関連業務では、労賃に加え特殊勤務手当を作業員に支給することになっており、その特殊勤務手当の支給額（平成24年4月までの発注については、除染等業務従事者は日額1万円）からしても、上記中間指針の滞在者慰謝料では不十分といわざるをえない。

#### (4) まとめ

飯館村民は、福島県県民健康調査結果（甲〇、乙〇）においても認められるとおり、他の自治体の住民と比較すると平均して高い線量の被ばくを受けていると推測されるが、別紙申立人らは、さまざまな事情や理由から、飯館村からの避難が遅れ、結果として多くの者が6月以降にずれ込み、そのため、今中調査結果によると、概ね10ミリシーベルト程度の被ばくをしており、今中調査自体の信用性（マイナス部分）を加味してもなお、無視することのできないほど、通常より相当程度高い放射線量による放射線被ばくを受けた可能性がある認められる。

なお、被申立人は、東京都内の住民ないし南相馬市の住民を原告とする各慰謝料請求訴訟の判決を引用し、具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でないと主張するが、上記原告らと別紙申立人らの被ばく量に大きな差があると想定できること、本件が訴訟ではなく当事者間の自主的紛争解決手段である和解の仲介手続であることから、本件に当然妥当する主張とは考えられない。

低線量被ばくによる健康リスクは、評価が分かれるところであり、当パネルとしても、別紙申立人らの慰謝料請求を認めることにより、被災者の不安を助長する結果になることを望むものではないが、被申立人が、原子炉を取り扱う原子力事業者であり、いったん事故が発生した時には、取り返しのつかない深

刻な被害が広汎に及ぶ可能性があることから、法により厳格な防護措置、損害賠償措置を講じたうえで、特に許可を受けて取り扱うという責任ある立場にあるという点から考えると、被申立人がそのリスクを軽視するのは相当ではないというべきである。低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（乙〇）においても、「東電には東電福島第一原発事故の責任があり、低線量被ばくによる社会的不安を巻き起こしていることに対して深刻な反省が必要である。」とされているところである。

以上より、別紙申立人らは、通常より相当程度高い放射線量による放射線被ばくを受けた可能性があると認められたのであり、このような場合には平均的一般人を基準にして、放射線被ばくの危険にさらされ、その結果、自身の将来にわたる健康について恐怖や不安を抱くことについて合理性を認められると判断したので、（それが法的保護に値する限度を超えた侵害であるかどうかは別として、）中間指針第3の6に規定する精神的苦痛に対する増額の例に倣って、解決金として15万円を支払うよう被申立人に求めることとした。

#### 4 申立人 X1、X2 について

本件申立人らのうち、X1、X2については、帰還困難区域に指定された長泥地区に居住していた。そのため、X1、X2の両名については、今中調査結果による被ばく線量が20ミリシーベルト超であり、今般提出された今中調査結果の中で最も高い被ばく量であった。そこで、長泥地区の集団案件における和解契約の内容を参考とし、中間指針第3の6（指針）1に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として金50万円が相当であるとした。

以上

平成29年12月18日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 高木 佳子

仲介委員 桑野 雄一郎

仲介委員 井奈波 朋子

仲介委員 小笹 勝章

仲介委員 國貞 美和

(別紙)

ID	氏名	事故時年齢	甲被ばく○号証に記載された合計線量	直接請求時に申告した避難日	本手続き内で申立人が回答した長期避難を開始した時期	長期避難が左記回答の時期となった理由	避難後2011年7月末までの立入り状況等
○ ○ ○	○○ (H○.○.○死亡)	○	9.7	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
○ ○ ○	○○	○	9.4	○年○月○日	○年○月○日頃	(省略)	(省略)
○ ○ ○	○○	○	9.1	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	—
	○○	○	9.1				
	○○	○	9.1				
○ ○ ○	○○	○	10.6	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○○	○	10.6				
○ ○ ○	○○	○	9.9	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	—
	○○	○	9.9				
○ ○ ○	○○	○	11.7	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○○	○	11.7			(省略)	
	○○	○	12.2			(省略)	
	○○	○	11.7			(省略)	
	○○	○	9.9			(省略)	
○ ○ ○	○○	○	12.2	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○○	○	12.2				
○ ○ ○	○○	○	10.6	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
○ ○ ○	○○	○	10.5	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○○	○	10.5				(省略)
	○○	○	10.5				(省略)
○ ○ ○	○○	○	10.5	○年○月○日	○年○月中旬	(省略)	(省略)
	○○	○	10.1				
	○○	○	10.1				
	○○	○	10.5				
○ ○ ○	○○	○	11.4	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○○	○	11.1				(省略)
	○○	○	11.1				(省略)

〇〇	〇	〇〇	〇	11.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	11.0				
	〇	〇〇	〇	10.6	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		(省略)
	〇	〇〇	〇	10.6				
	〇	〇〇	〇	12.8	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	10.9	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.8			(省略)	
〇〇	〇	〇〇	〇	11.7	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	10.4				
〇〇	〇	〇〇	〇	11.1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	12.3				(省略)
	〇	〇〇	〇	12.3				(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	13.8	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	13.8				(省略)
	〇	〇〇	〇	14.5				(省略)
	〇	〇〇	〇	13.8				(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	12.3	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—
	〇	〇〇	〇	12.3				
	〇	〇〇 (H.O.O.O死亡)	〇	12.3				
〇〇	〇	〇〇	〇	11.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	13.3				
〇〇	〇	〇〇	〇	11.3	〇年〇月〇日	〇年〇月中旬	(省略)	(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	12.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	12.0				
	〇	〇〇 (H.O.O.O死亡)	〇	12.0				
〇〇	〇	〇〇	〇	9.7	〇年〇月〇日	〇年〇月初旬	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.7				
〇〇	〇	〇〇	〇	12.3	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	14.6				
〇〇	〇	〇〇	〇	9.9	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.4				(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	14.6	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日ころ	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.5				

○ ○ ○	○ ○	○	13.2	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	15.0	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	10.7	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	10.1	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	13.4	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	12.7	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
○ ○	○	12.7					
○ ○	○	12.7					
○ ○ ○	○ ○	○	10.2	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	16.3	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	
	○ ○ (H○.○.○死亡)	○	17.4				
○ ○ ○	○ ○	○	12.9	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	12.9				
	○ ○	○	12.8	○年○月○日		(省略)	(省略)
	○ ○	○	12.9	○年○月○日		(省略)	(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	10.7	○年○月○日	○年○月○日		(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	18.1	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	18.1				(省略)
	○ ○	○	18.1				(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	11.4	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	12.1				(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	10.9	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	10.7				(省略)
	○ ○	○	10.9				(省略)
	○ ○	○	10.7				(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	9.8	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	9.8				(省略)
○ ○ ○	○ ○ (H○.○.○死亡)	○	12.1	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	12.1				(省略)
○ ○ ○	○ ○	○	10.9	○年○月○日	○年○月○日	(省略)	(省略)
	○ ○	○	9.4				(省略)
	○ ○ (H○.○.○死亡)	○	9.4				○年○月○日

〇〇	〇	〇〇 (H〇.〇.〇死亡)	〇	11.1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	11.4							
〇〇	〇	〇〇	〇	10.7	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	10.7							
	〇	〇〇	〇	10.7							
〇〇	〇	〇〇	〇	10.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	10.5	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	9.7				(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	9.7	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	9.7				(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	9.3	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	10.6	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	10.0		〇年〇月〇日		(省略)	(省略)		
	〇	〇〇	〇	9.0		〇年〇月〇日		(省略)	(省略)		
〇〇	〇	〇〇	〇	9.8	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	9.3	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	10.7	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	11.6	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	11.6				(省略)			
	〇	〇〇 (H〇.〇.〇死亡)	〇	9.0				〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	11.6				〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	11.6				〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.6				〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	—	(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	12.4	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—			
	〇	〇〇 (H〇.〇.〇死亡)	〇	12.4				(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	9.1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	9.1				(省略)			
	〇	〇〇	〇	9.1				〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	9.5				(省略)			
	〇	〇〇	〇	9.5				(省略)			
〇〇	〇	X1	〇	20.8	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—			
	〇	X2	〇	20.8				(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	9.1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	11.5	〇年〇月〇日	〇年〇月下旬	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	11.5				(省略)			
〇〇	〇	〇〇	〇	12.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)			
	〇	〇〇	〇	12.6				(省略)			



〇〇	〇	〇〇	〇	11.1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日頃	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	11.0				
	〇	〇〇	〇	11.2				
〇〇	〇	〇〇	〇	10.7	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
	〇	〇〇	〇	10.7				(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	13.4	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	
	〇	〇〇	〇	13.4		(省略)		
	〇	〇〇	〇	12.8		〇年〇月〇日	(省略)	
〇〇	〇	〇〇	〇	11.9		〇年〇月〇日	(省略)	—
〇〇	〇	〇〇	〇	13.2	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—
〇〇	〇	〇〇	〇	9.4	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	(省略)
〇〇	〇	〇〇	〇	11.6	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—
	〇	〇〇 (H〇.O.O死亡)	〇	11.6				—
〇〇	〇	〇〇	〇	11.0	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(省略)	—
	〇	〇〇	〇	11.0				—
	〇	〇〇	〇	11.0				—